

真野のこども

NO7 令和4年10月31日 発行

☆安全に登下校を行うために☆

10月23日に「真野小学校児童登下校時の立当番に関する意見交流会」が開かれました。自治連合会会長をはじめ、真野の子どもを守る会や青少年育成学区民会議、交通安全協会等、日頃から真野小学校の子どもたちの登下校を見守ってくださっている方々が集まり、各団体の見守り活動状況や課題について情報共有を行いました。真野小学校からは生徒指導主任が、PTA代表として会長さんと地区委員長さんが出席し、現状や課題についてお伝えしました。会議の中で「通学路に防犯カメラを6台設置していただいていること」「個人的に毎日見守り活動を行ってくださっている地域の方が多くおられること」を知りました。地域の方々に温かくお支えいただいていることを実感しました。小学校としても、10年後、20年後を見据えた持続可能な見守りの方法を今後も、各種団体と連携しながら考えていきます。

お願い

登下校時におけるいじめ事案、問題行動が多く起こっています。学校においても登下校の見守りや指導を行って参りますが、安全な登下校を行うために保護者の方にもより一層の見守りのご協力をいただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

☆冬期の服装について☆

新型コロナウイルス感染症対策のため、冬期も常時、換気を行います。防寒対策として、以下のように室内の服装について子どもたちに指導をして参ります。

- ①ポロシャツの下に肌着を一枚多く着用する。ポロシャツの上にセーターやベストを着用する。それでも寒い場合は、上着の着用も可。
- ②長ズボン、タイツの着用も可。…色は黒や紺など華美ではないもの。
- ③長ズボンやタイツ、上着は体育の学習時に着用するものとは分ける。
- ④座布団の使用も可。
- ⑤手袋、マフラー、ネックウォーマー、カイロ等の防寒具は学習中、ランリュックに片付ける等、出さないようにする。

☆11月は「児童虐待防止推進月間」です☆

現在、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。

厚生労働省では、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止に対する問題に関心を持ってもらえるよう、啓発活動を行っています。

児童虐待は、児童虐待防止法第2条において保護者がその監護する子どもに対する行為として、以下の4種類に分類されています。しかし、現実にはこれらの行為は複合的にからみあっていることが多く、子どもの体に傷を残すだけでなく、心にも大きな傷を残すことにもあります。

1. 身体的虐待…生命、健康に危険のある身体的外傷が生じる、又は生じる恐れのある暴行。
2. 性的虐待……性交、性的暴行、性的行為の要求。
3. ネグレクト…健康や安全を損なう行為。
4. 心理的虐待…暴言や差別など、子どもに心理的な悪影響を及ぼす行為。

〈大津市 HP 厚生労働省 HP より〉

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、学校及び教職員に対しては、日頃から子ども達に接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待の早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの責務が課されています。

子どもの命を守るために、責務を全うできるよう、教職員一同、全力を尽くして参ります。

※児童虐待に関するリーフレットを掲載しております。ご覧ください。

*真野小学校ホームページにて、11月の下校時刻表を掲載しております。以下のQRコードを読み取り、ご覧ください。

